

平成 14 年 4 月 19 日

要 望 書

厚生労働省医政局長
篠崎 英夫 殿

日本公衆衛生学会
理事長 多田 羅 浩 三

医師臨床研修における公衆衛生研修プログラムについて

わが国における保健・医療、福祉、環境など広範な公衆衛生分野における、教育や研究、実践活動の普及、推進をはかるため日本公衆衛生学会は、これまで多くの事業を実施してまいりました。この事業の一環として公衆衛生にかかわる人材の養成と確保についても、専門の委員会（委員長 二塚信 熊本大学公衆衛生学教授）を設置して、種々の面から検討を続けてまいりました。この度、医師法の改正にともない、これまで努力規定となっておりました医師の臨床研修が必修化されることになりました。このことは、わが国における医師の資質、技術の向上に対し極めて意義深いものであり、この制度の推進に対し、当学会としても最大限の参加、協力をさせていただきたいと考えます。

とくに当学会では、21世紀、健康づくりを目指す社会で活躍する医師にとっては、公衆衛生に関連した実践的で、身近に活用できる知識、技術が不可欠になると確信しております。そこで必修化される医師臨床研修では、地域におけるプライマリ・ケア研修が行われ、そのなかで公衆衛生に関連した施設における研修を含んだプログラムが作成され、実施されることを強く望んでおります。そして、そのような公衆衛生研修プログラムの遂行に対して、当学会は、充実した有意義な研修が実現するよう、あらゆる面で尽力させていただきたいと考えます。

つきましては、新しい医師臨床研修制度の発足にあたり、次のような点が実現するよう制度設計を進めていただきたく、要望いたします。

1. 医師臨床研修の中で、地域におけるプライマリ・ケア研修を実施すること。
2. プライマリ・ケア研修が実施される場合、公衆衛生に関連した施設における研修を含んだプログラムを作成すること。
3. 研修指定病院において、研修体制の調整、あるいはプログラム作成などを行う委員会や会議が設置される場合、公衆衛生に関連した部門の専門家を委員に加えること。